

# 未熟児養育医療のご案内

## 未熟児養育医療とは

出生時の体重が 2,000 g 以下または身体の発育が未熟なまま出生したこどもで、指定養育医療機関へ入院し、養育を行う必要のあるこどもに対して、市が医療費を負担する制度です。

世帯の所得に応じて一部自己負担金が生じますが、この負担金はこども医療費助成制度の対象となるため、申請時に「こども医療費助成制度に関する委任状兼同意書」を提出していただくことで、自己負担金を納める必要がなくなります。

**給付の対象となる医療**⇒健康保険法対象の医療（診察・薬剤または治療材料の支給・医学的処置、手術及びその他の治療等）

## ○ 対象者

伊豆の国市に住民登録があり、指定養育医療機関において入院治療を受けている、出生時体重が 2,000 g 以下、または身体の発育が未熟なまま出生した 1 歳未満のこどもで、医師が入院養育を必要と認めたこども。

## ○ 申請方法

入院治療を受けている病院から「養育医療意見書」を受け取り、入院中なるべくお早めに申請してください。

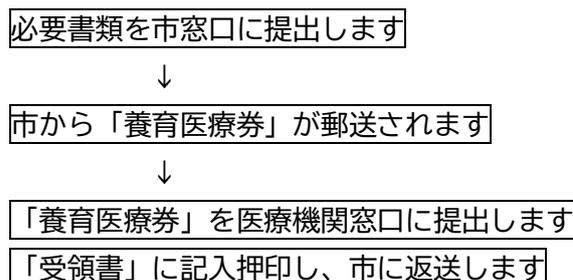
### 《持ち物》

- ① 養育医療意見書（指定養育医療機関の医師が作成したもの）
- ② 対象となるこどもの医療保険加入状況の分かるもの  
（資格情報のお知らせ、資格確認書、資格情報確認画面等）  
※手続中の場合はその証明書
- ③ 世帯全員のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知書
- ④ 申請者の本人確認資料（運転免許証等）



※1～6月診療分は前年度市民税額、7～12月診療分は当該年度市民税額により自己負担額を決定します。税未申告の場合は申告が必要になります。

## 【申請の流れ】



### 【問合せ・申請場所】

伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所  
こども家庭センター  
〒410-2396 伊豆の国市田京 299-6  
電話 0558-76-8008